

指定確認検査機関の指定に伴う浄化槽設置手続等の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浄化槽の設置計画を有する建築物に係る建築確認申請等を建築基準法第77条の2第1項の指定確認検査機関に行う場合の浄化槽の設置手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この要領は、北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市を除く県の区域について適用する。

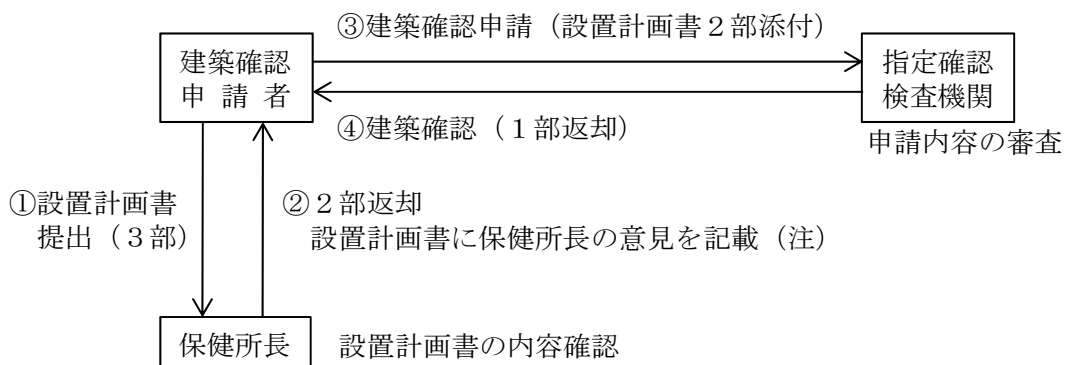
(設置手続)

第3条 保健所長（建築基準法に基づく事務を行う場合の保健監をいう。以下同じ。）は、浄化槽の設置計画を有する建築物に係る建築確認申請を指定確認検査機関に行おうとする者（以下「申請予定者」という。）に対し、当該浄化槽に係る設置計画書（福岡県浄化槽事務取扱要領（以下「県要領」という。）様式第1号。以下「設置計画書」という。）に、福岡県浄化槽法施行細則（以下「県施行細則」という。）第2条各号並びに県要領第3条第4項第1号及び第2号に掲げる書類を添付したものを3部提出するよう指導するものとする。

2 保健所長は、設置計画書の内容を確認し、必要に応じて設置場所及び放流先の状況を調査の上、必要があると認める場合は、建築基準法第93条第6項の規定により、指定確認検査機関に意見書を提出するものとする。意見書は、設置計画書の意見記載欄に意見がある旨を記載した上で、県要領様式第6号に意見の内容を記載し、指定確認検査機関に提出するものとする。

3 指定確認検査機関は、保健所長の意見書も踏まえ、建築確認申請書の審査を行うものとする。

○浄化槽設置手続フロー図 [指定確認検査機関に確認申請書を提出する場合]



(注) 設置計画書（指定確認検査機関用）の保健所長意見記載欄に意見の有無を記載する。意見がある場合は、県要領様式第6号によりその内容を指定確認検査機関に提出する。

(浄化槽工事の完了届及び検査)

第4条 浄化槽の設置者は、浄化槽の工事が完了した日から30日以内に、浄化槽工事完了届出書（県施行細則様式3号。以下「工事完了届出書」という。）を2部保健福祉環境事務所長に提出するものとする。

2 保健福祉環境事務所長は工事完了届出書の内容を確認した上で受領し、1部を設置者に返却するものとする。

3 浄化槽の設置者は、浄化槽の設置計画を有する建築物に係る完了検査申請を指定確認検査機関に行う場合は、指定確認検査機関が完了検査を終えるまでの間に、指定確認検査機関に工事完了届出書の写しを提出するものとする。ただし、建築確認を建築主事から受けている場合については、次に定めるところによるものとする。

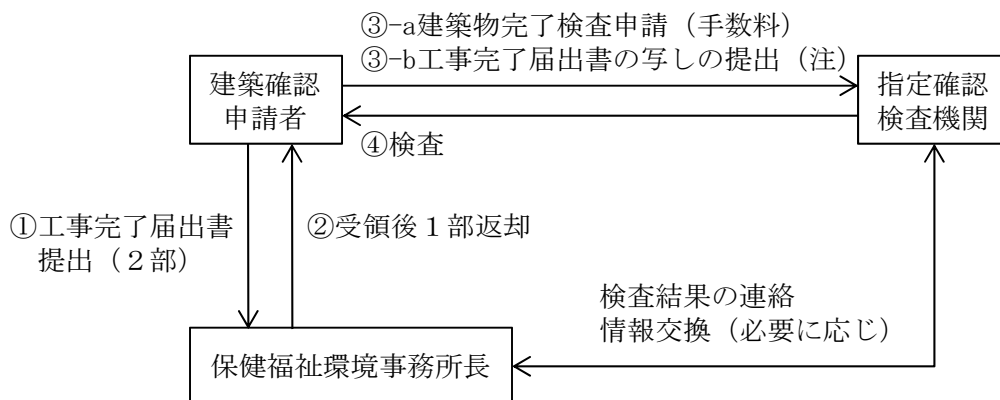
(1) 型式認定浄化槽を設置する場合は、浄化槽構造図及び県要領別表1の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に定める書類を添付するよう努めるものとする。

(2) 型式認定浄化槽以外の浄化槽を設置する場合は、県施行細則第2条各号に掲げる書類を添付するものとする。

4 指定確認検査機関は、建築物に係る完了検査申請が行われた場合は、建築基準法第7条の2の規定に基づき、浄化槽を含む当該建築物の検査を実施するものとする。

5 保健福祉環境事務所長は、型式認定浄化槽以外の浄化槽を設置する場合については、当該浄化槽に係る維持管理の確保を行うため、前項に規定する検査の実施に際し、浄化槽法第53条第2項の規定により立入検査を実施するものとする。

○浄化槽検査手続フロー図 [指定確認検査機関に完了検査申請書を提出する場合]



(注) 建築主事から建築確認を受けた場合は、設置計画書の写し（添付図書を含む）を併せて添付するよう指導すること。

(変更等の手続)

第5条 浄化槽の変更等の手続は、県要領第5条の規定の例に準じて行うものとする。この場合において、同条中「建築主事」とあるのは、「指定確認検査機関」に読み替えるものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、浄化槽設置手続等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年9月14日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日11廃一第411号、11建第105号)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月1日17廃第2459号、17建第2791号)

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日19廃第2582号、19建第3510号)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月6日27廃第2200号、27建第3479号)

この要領は、平成28年4月6日から施行する。